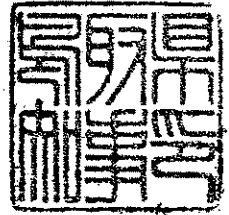




環 第 8 3 7 号
平成12年10月5日

都市計画決定権者
鳥取県知事 片山善博 様

鳥取県知事 片山善博



都市計画道路鳥取青谷線（仮称）環境影響評価方法書に対する知事意見
について（通知）

このことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条の規定に基づき意見は下記のとおりです。

記

1 総括的事項

- (1) 具体的路線のルート・構造の設定及び環境保全措置については、今後の調査・予測の結果を基に、複数案の比較検討等を行うことにより、環境への影響ができれば限り回避・低減されるよう検討を行う必要がある。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じ選定された項目及び手法の見直しを行う等適切に対応する必要がある。

2 個別的事項

- (1) 大気、騒音等の調査・予測・評価地点は、学校、病院その他環境の保全について特に配慮が必要な施設や集落、住居の存在等を考慮するとともに、工事中の工法等の事業計画を踏まえて選定する必要がある。
特に予測・評価においては、住居等の形態を踏まえ、高さ方向についても必要に応じ予測・評価を行う必要がある。
また、トンネル抗口部等の特殊部分についても、住居等の存在状況を踏まえ必要な予測・評価を行う必要がある。
なお、調査にあたっては、気象条件や大気汚染濃度の季節変動等大気の状態の変動を十分に考慮するとともに、工事中の工程を踏まえ、必要に応じ工事による影響が最大となる地点において、予測・評価を行う必要がある。
- (2) 凍結防止剤の使用及び工事に伴う濁水等による河川、農業用水用の溜池等の公共用水域への影響について、利水、水質及び水生生物等の状況を踏まえ、必要に応じ水質及び水生生物に対する影響について予測・評価を行う必要がある。

- (3) 事業実施区域及びその周辺では地下水が簡易水道等として利用されていることから、事業に伴う切土工事やトンネル等の地中構造物の存在による湧水群、地下水への影響について、必要に応じ調査・予測・評価を行う必要がある。
- (4) 現地の地盤の状況（軟弱地盤帯の有無）を踏まえ、工事に伴う地盤への影響について、必要に応じ調査・予測・評価を行う必要がある。
なお、土砂流出防備林等が存在することから、これらの保安林に対する影響についても予測・評価を行う必要がある。
- (5) 希少な動物が現地調査において確認された場合、その生息状況について詳細な調査を行ったうえで、予測・評価を行う必要がある。特に希少な猛禽類の営巣等が発見された場合は、建設機械の稼働、切土工等による継続的な営巣環境への影響についても予測・評価を行う必要がある。
- (6) 植物の重要な種及び群落については、工事の実施、特に切土、盛土による直接的な影響についても予測・評価を行う必要がある。
- (7) 生態系については注目種等への直接的影響だけでなく、食物連鎖や生態系ピラミッドの考え方から、地域の生態系全体の構造等への影響についても予測・評価を行う必要がある。
- (8) 景観や人と自然との触れ合い活動の場については、地域住民の日常生活に関わりの深い視点場からの眺望景観、社寺、公園及びオープンスペース等の地域住民の日常生活に係わりの深い場所等についても、地元住民の意見を踏まえながら調査・予測・評価を行う必要がある。
- (9) 建設発生土及び廃棄物については、発生する廃棄物の種類、搬出量、搬入量、再利用量、処分量及び搬出方法等についても予測及び評価を行う必要がある。